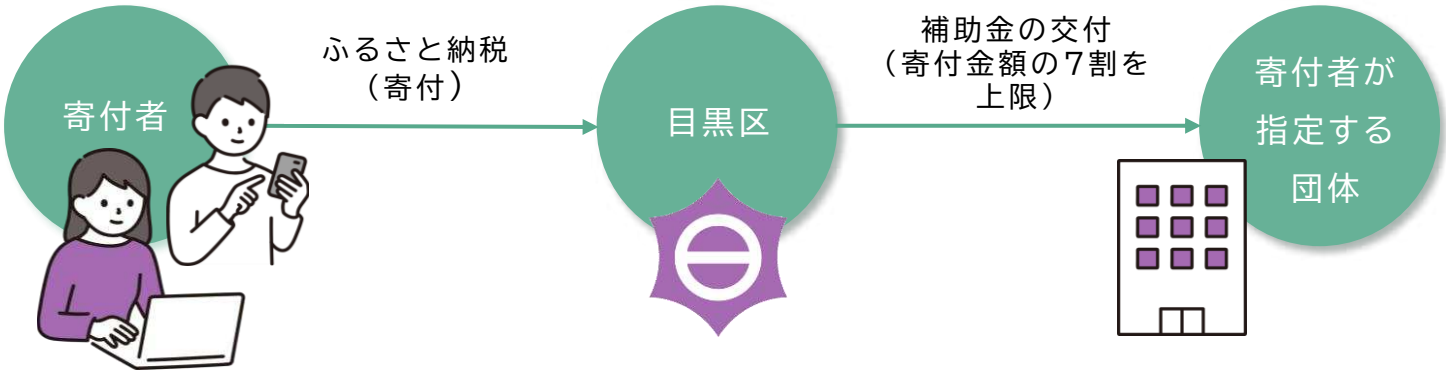
ふるさと納税制度を活用した

「めぐろ団体応援事業」のご案内

「めぐろ団体応援事業」とは



「めぐろ団体応援事業」は、ふるさと納税制度による寄付金が、区政や地域社会に有意義に活用されるよう、寄付する方が応援したい団体を選んで区に寄付を行い、その寄付金の一部を区から寄付者が指定した団体へ補助金として交付する制度です。

- お住まいの自治体を問わず、寄付を希望する個人の方がご寄付いただけます。
- 寄付金額のうち、2,000円を超える部分について、所得税・住民税の寄付金控除の対象となります。
- 寄付に伴う目黒区及び対象団体からの返礼品の贈呈はありません。

対象団体

次のいずれかに該当する団体

- **東京都都税条例指定寄付金の対象団体で、主たる事務所・事業所が目黒区にある団体**
- **区との連携・協力に関する基本協定を締結している学校法人又は国立大学法人が設置する大学**

補助金額

寄付金額の７割（上限）を、寄付者の指定した団体に補助金として交付します。
残る３割は、目黒区が区政全般のために活用します。

※指定する団体が補助金の交付を受けなかった場合や、交付決定が取り消しとなった場合は、寄付金を区政全般のために活用し、寄付者への返還はいたしません。

補助金の対象経費

公益的活動を行う上で必要な経費について補助します。収益事業に係る経費や飲食に係る経費は対象外です。

寄付の流れ

STEP1｜お申込み

区が指定するふるさと納税サイトより寄付申込みの手続きができます。

STEP2｜受領証明書のお届け

寄付金の納付確認後、区から寄付者へ「寄付金受領証明書」を送付します。

STEP3｜寄付金控除の手続き

寄付金のうち2,000円を超える部分について、所得税・住民税の寄付金控除の対象となります。控除を受けるには、原則として確定申告が必要です。また、給与所得者などで一定の要件を満たす方は、確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」をご利用いただけます。

団体への補助金交付の流れ｜スケジュールの目安

1.補助金の交付申請（1月～3月）

区は、前年4月から12月に寄付者から指定のあった団体あてに、寄付金の受入実績及び補助金交付上限額を1月に通知します。通知を受けた団体は、補助金交付希望の有無を受付期間内に申請します。

2.補助金の交付決定（5月）

区は、申請内容を審査のうえ、「交付決定通知書」を送付します。

3.補助金の請求（5月～7月）

「交付決定通知書」を受け取った団体は、区へ「補助金交付請求書」を提出します。区は、団体からの請求を受け、補助金を交付します。

4.事業の実施（～翌年3月）

交付を受けた団体は交付申請の際に申し出た補助金の使途に沿って、補助金を活用し事業を実施します。

5.実績報告（翌年3月）

交付を受けた団体は、区の指定する期日までに、実績報告を行います。実績報告の内容（寄付金の活用状況等）は、区のウェブサイトにて公表します。

※交付申請時点で対象要件を満たさなくなっている等、交付要件を満たしていないことが判明した場合、補助金を交付できないことがあります。また、補助金交付後に、交付要件を満たしていないことが判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

問い合わせ
目黒区企画経営部企画経営課
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15　TEL｜03-5722-9106